

## 農業委員会等に関する法律（抜粋）

発令 　　：昭和26年3月31日号外法律第88号

### （職員）

第二十六条 農業委員会に職員を置く。

- 2 職員の定数は、条例で定める。
- 3 職員は、農業委員会が任免する。
- 4 職員は、会長の指揮を受け、農業委員会の事務に従事する。
- 5 農業委員会は、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、その事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るように努めなければならない。この場合において、市町村長は、農業委員会に対し、必要な協力をするように努めなければならない。

### （総会）

第二十七条 農業委員会の委員の会議（以下この章において「総会」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けたときの総会又は委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会は、市町村長が招集する。

- 2 会長は、現に在任する委員の三分の一以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の要求があつたときは、総会を招集しなければならない。
- 3 総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、第三十一条第一項の規定により総会を開くことができなくなるときは、この限りでない。

### （部会の会議及び総会と部会との関係）

第二十八条 第十六条第一項の規定により部会の所掌に属させられた事項については、部会の議決をもつて農業委員会の決定とする。

- 2 総会は、部会に対し、いつでも、その所掌に属する事項について報告を求めることができる。
- 3 部会の委員以外の委員は、部会長の許可を受けて、部会の会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 前条第一項本文、第二項及び第三項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第一項本文及び第二項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

### （総会及び部会と推進委員との関係）

第二十九条 総会又は部会は、推進委員に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができる。

- 2 推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会又は部会の会議に出席して意見を述べることができる。

### （議決の方法）

第三十条 総会及び部会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

### （議事参与の制限）

第三十一条 農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。

2 前項の規定は、部会に準用する。

(会議の公開)

第三十二条 総会及び部会の会議は、公開する。

(議事録)

第三十三条 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(会議の規則)

第三十四条 総会又は部会の会議に関する事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、それぞれ総会又は部会の会議で定める。